

●香川県告示第300号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

丸亀市土器町東8丁目537番地1

四国化成工業株式会社 代表取締役社長 田邊 博臣

(2) 事業場の所在地及び名称

丸亀市港町147番地1

四国化成工業株式会社 丸亀工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機	
能	力	17 t/日 2基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後6箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出される汚水等の量	(m <sup>3</sup> /日)	通 常	最 大
		(粗製二硫化炭素) (2基分) 86.2	(粗製二硫化炭素) (2基分) 107.6
特定施設の使用の方法について参考となるべき事項		排出される粗製二硫化炭素の液は、蒸留後再使用される。	

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
能	力	30m <sup>3</sup> /日 8基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後6箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	3.5~6.5	3.5~6.5
	生物学的酸素要求量 (mg/L)	1	17
	化学的酸素要求量 (mg/L)	13	55
	浮遊物質質量 (mg/L)	2以下	10
	窒素含有量 (mg/L)	1	2

	りん含有量 (mg/L)	1以下	1以下
排出される汚水等の量	(m <sup>3</sup> /日)	(8基分) 0.8	(8基分) 1.6

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排出水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	6.0~7.5	6.0~7.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	5	14
	化学的酸素要求量 (mg/L)	5	14
	浮遊物質 (mg/L)	10	20
	窒素含有量 (mg/L)	1	2
	りん含有量 (mg/L)	0.1	0.1
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	3	6
排出水の量	(m <sup>3</sup> /日)	4,201	4,603

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、遠心分離機から排出される粗製二硫化炭素は蒸留後再使用され、廃ガス洗浄施設からの汚水等は処理後公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年8月2日から同月22日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

丸亀市生活環境部環境課